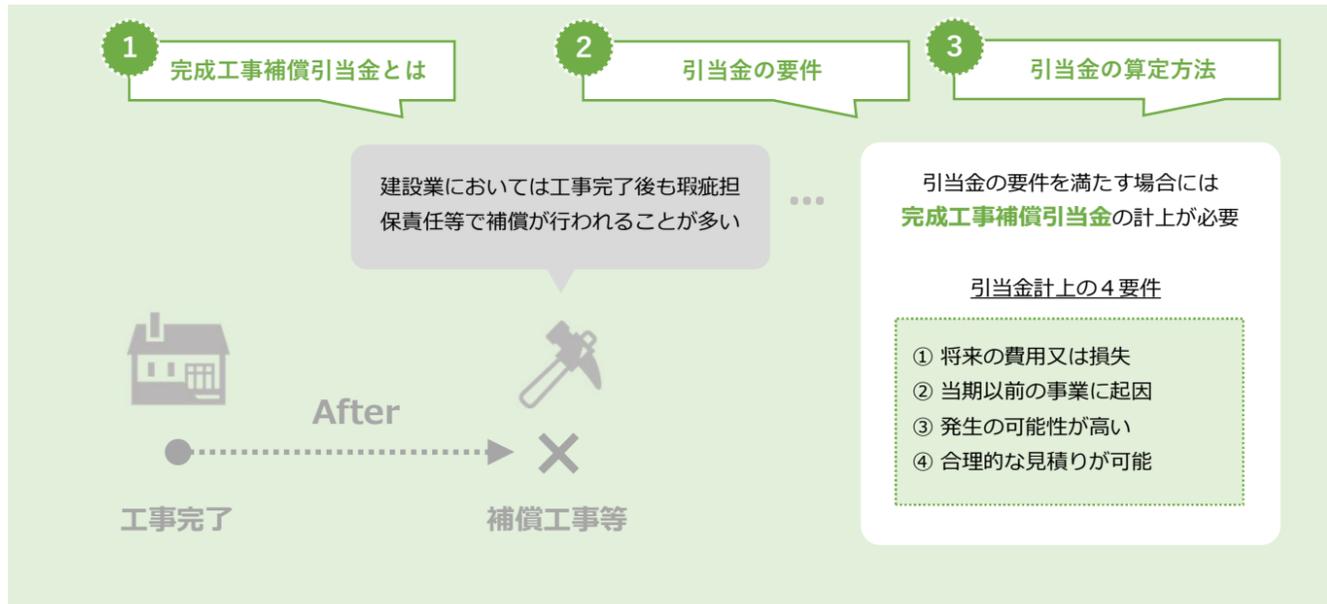


【全体概要図】



1 完成工事補償引当金とは

⇒ 建設業においては、瑕疵担保責任や契約上の保証が求められることがあり、これらの保証に基づき完工後に補償費用が発生する場合があります。完成工事補償引当金とは、この保証に基づき将来発生する可能性が高い支出に備えるものであり、主に建設業において幅広く計上されている引当金である。参考とするならば製造業における製品保証引当金に近い考え方である。

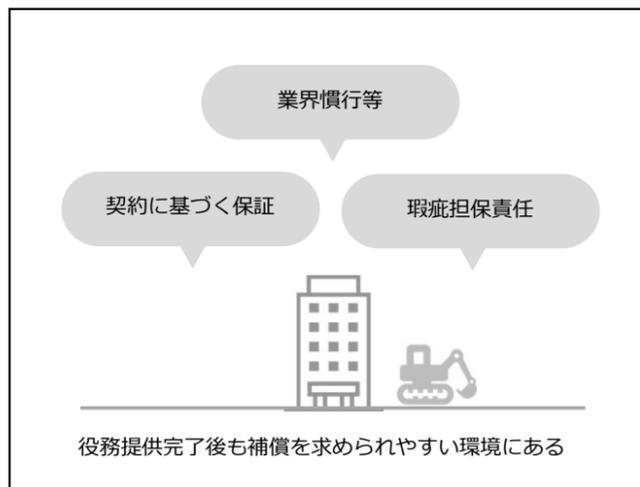
(1) 完成工事補償引当金の対象となる保証とは

⇒ 主に契約上工事に対する保証を行っている場合や、瑕疵担保責任を負っているような場合には完成工事補償引当金の対象となる可能性が高い。ただし、このような保証条項が明記されていないことをもって引当金が不要となるわけではない。契約や法律上の義務に関わらず継続的に補償を行っているような過去実績がある場合には、完成工事補償引当金の計上が必要となる場合もある。これらは個社別の事情を斟酌したうえ、企業ごとに会計監査人と協議のうえで決定することになる。

(2) 完成工事補償引当金の会計処理

⇒ 完成工事補償引当金を計上する場合、完成工事補償引当金繰入などの科目で費用計上を行うと共に、完成工事補償引当金の負債勘定を計上する。なお、原則として税務上は否認されるため、主に財務会計適用企業で計上される。

完成工事補償引当金は短期的に補償費用の発生が見込まれる場合には、流動負債に計上するが、特定案件に対する引当のようにその発生見込みが貸借対照表日から一年間を超える場合には、固定負債に計上する必要がある。



2 完成工事補償引当金が求められる場合

⇒ 完成工事補償引当金に限らず引当金には4つの計上要件が存在し、完成工事補償引当金についてもこれらの要件に照らして引当の要否を判断することになる。具体的な引当金の計上要件と、完成工事補償引当金における要件の充足については以下の通りである。

- ① 将来の特定の費用又は損失であること
⇒ 将来発生する可能性のある補償費用を対象としているため、通常は該当するものと思われる。
- ② その費用又は損失が当期以前の事象に起因して発生するものであること
⇒ 既に完成した工事に対する費用（損失）であるため、通常は該当するものと思われる。
- ③ 発生の可能性が高いこと
⇒ 継続的に補償が発生している場合、通常は発生の可能性が高い場合に該当すると思われる。特定の個別案件で補償の可能性が高まっている場合等、特定工事に対する引当は個々の状況を斟酌して判断すべきである。
- ④ その金額を合理的に見積ることができること
⇒ 過去恒常的に補償費用が発生している場合には、実績率による方法も合理的な見積りになると思われる。特定の個別案件に対する金額の見積りについては、個々の状況を斟酌して判断すべきである。そもそもこの合理的な見積り方法は、画一的な計算方法は明示されておらず、決算時点で入手可能な情報に基づき最善の見積りが求められているため、事案ごとに最適な見積り方法は異なる。

3 完成工事補償引当金の算定方法

⇒ 完成工事補償引当金の算定方法は画一的な計算方法が存在しないものの、実務上は大きく(1)工事全体に対する補償実績率による方法と、(2)特定の工事案件に対する個別引当による方法の2パターンに分かれる。これらは貸倒引当金の計算方法と共通する点があるため、前者は一般債権に対する貸倒実績率法、後者は個別債権に対する財務内容評価法に置き換えて考えると理解がしやすいかもしれない。

(1) 工事全体に対する補償実績率

⇒ 一定期間における過去の補償実績率を算定し、引当金を見積る方法。この方法は特定の工事に対する個別の引当ではなく、工事全般に対する引当額を算定している。補償実績率は補償費用と保証対象となる完成工事高との対応関係で算定することが多い（補償費用÷完成工事高＝補償実績率）。

(2) 特定案件に対する個別引当

⇒ 個別の工事案件に対する引当金を計算する。補償費用は過去の工事実績を参考に見積ることが多いが、補償の実行方法が過去に提供した工事方法や設計と異なるなど、前提が異なる場合には、実行予算等が有用な場合もある。また自社で見積もりが可能な場合から見積りを入手するケースもある。要するに個別引当の場合には見積り方法も個別の事情を斟酌する必要があり、個々に最適な方法を検討するのが良い。最終的な引当の要否や金額は、会計監査人との合意が必要である（会計監査人設置会社の場合）。

